

○ 新庁舎建設における事業発注手法及びスケジュールについて（案）

新庁舎建設においては、合併特例債を有効に活用するため、新庁舎の竣工を2023年度内に設定し、概ねのスケジュールを次のとおり想定するものとします。

図表 新庁舎建設の想定スケジュール

2014年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
基本構想	基本計画	設計（基本設計・実施設計） 土地収用法に基づく用地買収※		建設工事		新庁舎開庁

※ 基本設計終了後、土地収用法に基づく事業認定を申請予定

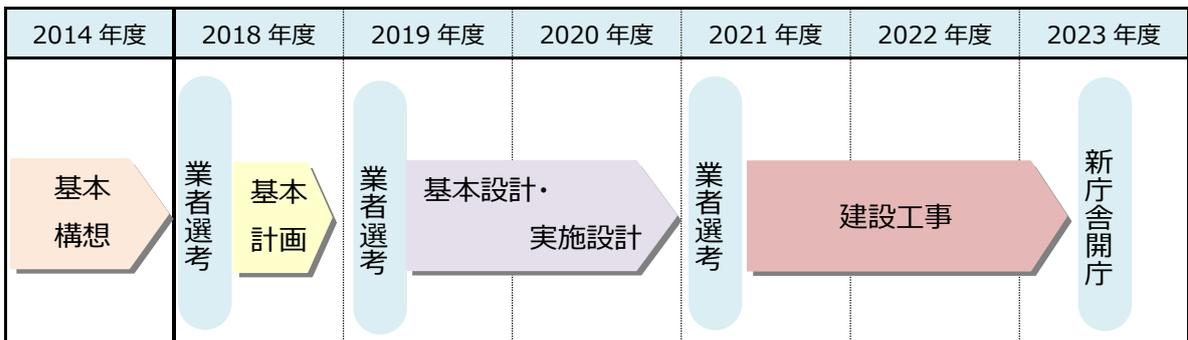
国土交通省が公表する建設工事費デフレーターや近年の他自治体の事例を見ると、建設工事費が若干の上昇傾向にあることから、全体工期短縮、コスト縮減を図る必要があります。

そのためには、事務手続きに要する期間の短縮を図り、設計事務を円滑に進める必要があることから、基本設計と実施設計を一括で発注するものとし、合併特例債の発行期限である2024年度までの確実な竣工を目指します。

なお、建設工事に伴う具体的な発注手法については、本市にとって最適な時期に、最適な手法で建設工事を発注することができるよう、建設工事費の動向等を見極めながら更に検討を行います。

図表 新庁舎建設のスケジュールと事業発注手法の関係（イメージ）

■ 設計施工分離方式の想定例



■ E C I 方式の想定例

